愛媛県報

令和８年10月27日火曜日　第758号

発行　愛　媛　県

◇ 目　　次 ◇

告　　示

○ 登録研修機関の登録……（障がい福祉課）… 679
○ 大規模小売店舗の変更の届出の概要等（５件）……（経営支援課）… 679
○ 地域森林計画案の公表……（林業政策課）… 681
○ 地域森林計画の変更案の公表（４件）……（　〃　）… 682
○ 土地改良区役員の就退任の届出……（中予地方局農村整備第一課）… 682

選挙管理委員会告示

○ 不在者投票のできる施設の指定の一部改正……（選挙管理委員会）… 682

告　　示

○愛媛県告示第1088号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第11条第２項の規定により、次のとおり登録研修機関の登録をした。

令和８年10月27日

愛媛県知事　中　村　時　広

登録研修機関		喀痰（かくたん）吸引等研修の業務を行う事業所		登録年月日	喀痰（かくたん）吸引等研修の課程
名　　称	住　　所	名　　称	所　在　地		
株式会社土屋ケアカレッジ	岡山県岡山市北区下石井２丁目10番12号	土屋ケアカレッジ今治教室	愛媛県今治市泉川町２丁目１－52	令和８年10月19日	社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）別表第３第１号の基本研修及び同表第２号の実地研修

○愛媛県告示第1089号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第６条第１項の規定による届出があったので、同条第３項において準用する法第５条第３項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに新居浜市役所において告示の日から４月間縦覧に供する。

令和８年10月27日

愛媛県知事　中　村　時　広

１　変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変　更　前	変　更　後	変更の年月日	届出年月日
ダイレックス土橋店	新居浜市土橋一丁目1359番１　外	大規模小売店舗を設置する者の所在地	東京都港区虎ノ門一丁目２番６号	東京都港区虎ノ門二丁目２番３号	令和８年２月24日	令和８年10月13日

２　意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から４月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに新居浜市役所において告示の日から１月間縦覧に供する。

⑴　意見書に記載すべき事項

ア　提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ　当該大規模小売店舗の名称

ウ　当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

⑵　提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1090号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第６条第１項の規定による届出があったので、同条第３項において準用する法第５条第３項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から４月間縦覧に供する。

令和８年10月27日

愛媛県知事　中　村　時　広

１　変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変　更　前	変　更　後	変更の年月日	届　出年月日
ダイレックス今治店	今治市北鳥生町四丁目390番１　外	大規模小売店舗を設置する者の所在地	東京都港区虎ノ門一丁目２番６号	東京都港区虎ノ門二丁目２番３号	令和８年２月24日	令和８年10月13日

２　意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から４月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から１月間縦覧に供する。

⑴　意見書に記載すべき事項

ア　提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ　当該大規模小売店舗の名称

ウ　当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

⑵　提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1091号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第６条第１項の規定による届出があったので、同条第３項において準用する法第５条第３項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに伊予市役所において告示の日から４月間縦覧に供する。

令和８年10月27日

愛媛県知事　中　村　時　広

１　変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変　更　前	変　更　後	変更の年月日	届　出年月日
ダイレックス伊予店	伊予市下吾川字南西原1603番　外	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	ＮＴＴ・ＴＣリース株式会社 代表取締役 成瀬　明弘	ＮＴＴ・ＴＣリース株式会社 代表取締役 近藤　禎一郎	令和８年４月１日	令和８年10月13日

２　意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から４月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに伊予市役所において告示の日から１月間縦覧に供する。

⑴　意見書に記載すべき事項

ア　提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ　当該大規模小売店舗の名称

ウ　当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

⑵　提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1092号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第６条第１項の規定による届出があったので、同条第３項において準用する法第５条第３項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松前町役場において告示の日から４月間縦覧に供する。

令和８年10月27日

愛媛県知事　中　村　時　広

１　変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変　更　前	変　更　後	変更の年月日	届　出年月日
フジ松前店・ドラッグセイムス松前筒井店	伊予郡松前町筒井448番地１　外	大規模小売店舗を設置する者の所在地	東京都港区虎ノ門一丁目２番６号	東京都港区虎ノ門二丁目２番３号	令和８年２月24日	令和８年10月13日
		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社フジ 代表取締役 山口　普 ほか３者	株式会社フジ 代表取締役 山口　普 ほか３者	令和８年４月１日 ほか	

２　意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から４月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松前町役場において告示の日から１月間縦覧に供する。

⑴　意見書に記載すべき事項

ア　提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ　当該大規模小売店舗の名称

ウ　当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

⑵　提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1093号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第６条第１項の規定による届出があったので、同条第３項において準用する法第５条第３項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部八幡浜支局商工観光室並びに大洲市役所において告示の日から４月間縦覧に供する。

令和８年10月27日

愛媛県知事　中　村　時　広

１　変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変　更　前	変　更　後	変更の年月日	届　出年月日
ＤＣＭ大洲店	大洲市東大洲1220番６	大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	ＤＣＭ株式会社 代表取締役 石黒　靖規 株式会社西松屋チェーン 代表取締役 大村　浩一	ＤＣＭ株式会社 代表取締役 神谷　浩邦 株式会社西松屋チェーン 代表取締役 大村　浩一	令和８年３月１日	令和８年10月13日

２　意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から４月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部八幡浜支局商工観光室並びに大洲市役所において告示の日から１月間縦覧に供する。

⑴　意見書に記載すべき事項

ア　提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ　当該大規模小売店舗の名称

ウ　当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

⑵　提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1094号

森林法（昭和26年法律第249号）第５条第１項の規定に基づき、南予地域森林計画を立てたいので、同法第６条第１項の規定により、当該地域森林計画の案を南予地方局農林水産振興部森林林業課及び愛南駐在において告示の日から30日間公衆の縦覧に供する。

令和８年10月27日

愛媛県知事　中　村　時　広

○愛媛県告示第1095号

森林法（昭和26年法律第249号）第５条第５項の規定に基づき、東予地域森林計画を変更したいので、同法第６条第１項の規定により、当該地域森林計画の変更の案を東予地方局農林水産振興部森林林業課及び四国中央駐在において告示の日から30日間公衆の縦覧に供する。

令和８年10月27日

愛媛県知事　中　村　時　広

○愛媛県告示第1096号

森林法（昭和26年法律第249号）第５条第５項の規定に基づき、今治松山地域森林計画を変更したいので、同法第６条第１項の規定により、当該地域森林計画の変更の案を中予地方局農林水産振興部森林林業課及び東予地方局農林水産振興部今治支局森林林業課において告示の日から30日間公衆の縦覧に供する。

令和８年10月27日

愛媛県知事　中　村　時　広

○愛媛県告示第1097号

森林法（昭和26年法律第249号）第５条第５項の規定に基づき、中予山岳地域森林計画を変更したいので、同法第６条第１項の規定により、当該地域森林計画の変更の案を中予地方局農林水産振興部久万高原森林林業課において告示の日から30日間公衆の縦覧に供する。

令和８年10月27日

愛媛県知事　中　村　時　広

○愛媛県告示第1098号

森林法（昭和26年法律第249号）第５条第５項の規定に基づき、肱川地域森林計画を変更したいので、同法第６条第１項の規定により、当該地域森林計画の変更の案を南予地方局農林水産振興部八幡浜支局森林林業課及び大洲駐在において告示の日から30日間公衆の縦覧に供する。

令和８年10月27日

愛媛県知事　中　村　時　広

○愛媛県告示第1099号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、松山市泊土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和８年10月27日

愛媛県中予地方局長　小　山　哲　司

就　任

役員の種類	氏　　名	住　　所
理　事	山　内　孝　明	松山市泊町817
〃	田　村　智　靖	松山市泊町1199－２
〃	河　野　裕美子	松山市泊町337
〃	喜　井　足　道	松山市桑原５丁目９－38
〃	小　池　茂　雄	松山市泊町933
〃	門　屋　明　人	松山市泊町758
〃	小　池　裕　治	松山市新浜町1109－６
監　事	中　川　　保	松山市泊町513
〃	早　瀬　正　行	松山市泊町961

退　任

役員の種類	氏　　名	住　　所
理　事	山　内　孝　明	松山市泊町817
〃	田　村　智　靖	松山市泊町1199－２
〃	河　野　裕美子	松山市泊町337
〃	喜　井　足　道	松山市桑原５丁目９－38
〃	小　池　茂　雄	松山市泊町933
〃	門　屋　明　人	松山市泊町758
〃	小　池　裕　治	松山市新浜町1109－６
監　事	中　川　　保	松山市泊町513
〃	早　瀬　正　行	松山市泊町961

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第75号

不在者投票のできる施設の指定（平成22年２月愛媛県選挙管理委員会告示第９号）の一部を次のように改正する。

令和８年10月27日

愛媛県選挙管理委員会委員長　三　好　賢　治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
1　病院	1　病院

名称	所在地	指定年月日
省略		
省略		

名称	所在地	指定年月日
省略		
白石病院	今治市松本町１－５－９	昭和43年４月19日
省略		

２・３　省略

４　老人ホーム

名称	種類	所在地	指定年月日
省略			
省略			

５・６　省略

２・３　省略

４　老人ホーム

名称	種類	所在地	指定年月日
省略			
おくらの里	特別養護老人ホーム	新居浜市御蔵町11－23	平成14年12月27日
省略			

５・６　省略